

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年9月27日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 農林課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年7月5日～平成25年7月19日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 現時点での備品台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、正確な備品管理に努めること。	1. 現時点での備品台帳を別添のとおり整備し、今年度より同台帳による管理を行います。 台帳はデータ管理しやすいように、原本はエクセル形式での保管とし、これまで運用してきた様式を改めました。 また、現物備品には台帳による購入年度及び備品番号（「例示：農備 H25-01」）を付し、台帳と照合できるようにしました。 なお、以前の整理簿と現物の掌握が困難であること及び機械器具類の殆どが耐用年数5年であることから、車両を除き概ね5年前（購入年度平成20年度）からの備品としました。